

ご意見・ご提案	受付年月日	令和6年4月3日
件名	休日保育について	
内容	<p>休日保育の実施状況について問い合わせたところ、「今年度の休日保育の実施は見送りました」との返答でした。土日祝日勤務の職場なので休日保育は必須事項で衝撃を受けました。このたびの問題点として、(1)令和5年8月に施設長から9月以降休日保育を停止するとの案内はありましたが、令和5年度の話と理解していました。令和6年度の実施不可の通知は昨日ありました。もっと早く分かっていたのではないのでしょうか。(2)受け入れ停止から半年経ち実施不明瞭にも関わらず、市が発行している子育て案内文に休日保育に関する記載があり、誤った情報を与えているのではないのでしょうか。(3)継続利用者がいるにも関わらず、再開を対象施設や他の園のみに依頼し、代替の検討を半年実施しないのは業務怠慢ではないのでしょうか。また、休日保育再開を対象施設にのみ依頼し、負担を強いるのはパワハラと言える状態と考えます。</p> <p>担当課の職員からはベビーシッターの利用の検討も案内されましたが、月々の保育料の支払いやローンの支払いもあり、3人目を諦めざるを得ません。産めない状況にもかかわらず、どこに子育て支援があるのかを再検討してください。</p>	

回 答	回答年月日	令和6年5月8日
担当部課	教育委員会事務局 保育未来課	
内 容	<p>このたびは、休日保育事業実施の休止につきまして、ご迷惑をお掛けして申し訳ありません。</p> <p>休日保育の休止につきましては、実施園と再開に向けて調整を続けていましたが、保育士不足等により再開することができませんでした。そして、休止の案内について、ホームページ等での周知が不十分で申し訳ありませんでした。</p> <p>また、市の発行する子育て支援関係書類に休日保育に関する記載がある件につきまして、記載してある情報はあくまでも書類の発行時点での内容であり、変更があることも記載していますが、説明が不十分で申し訳ありませんでした。なお、令和6年度に発行するものについては最新の情報に更新しています。</p> <p>昨年9月からの休日保育事業休止を受け、市内私立園への実施依頼、市内公立園での実施検討、近隣市町への受入要請等行ってきましたが、保育士の確保が難しく、事業実施が困難な状況となっています。</p> <p>頂いたご意見を参考にしながら保育士の確保に努める等、引き続き子育て支援の充実に努めます。</p>	